

別表 別府市地域で新エネルギー発電設備(温泉発電等設備除く)に関する法令等の一覧(市に関するもの、それ以外の順で記載)

○: 該当の可能性大 △: 該当の可能性小

No.	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	中小水力発電	手 続	窓 口
1. 土地取引等に関するもの									
1	国土利用計画法	一定面積以上の土地の売買後の届出	市街化区域で2,000㎡以上、市街化調整区域で5,000㎡以上、都市計画区域外で10,000㎡以上の土地の所有権移転などをした場合に契約後2週間以内に届出	○	○	○	○	契約後2週間以内に届出	市都市政策課都市計画係 Tel.0977-21-1471
2	森林法	森林の土地の新たな所有者の届出制度	地域森林計画の対象となっている民有林について新たに当該森林の土地所有者になった者は届出が必要	○	○	○	△	届出	市農林水産課林業係 Tel.0977-21-1133
3	農地法	農地等の権利移動を行う場合の許可	農地または採草放牧地(以下「農地等」という。)を売買するとき、農地等を貸借するとき、農地等の貸借を解消するときには許可が必要	○	○	○	△	許可	市農業委員会 Tel.0977-21-1178
2. 土地利用・各種行為に関するもの									
1	都市計画法	市街化区域内又は市街化調整区域内での開発許可	市街化区域内で1,000㎡以上の、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うときは許可が必要。市街化調整区域での行為については規模に関わらず要相談	○	○	○	○	事前相談→事前協議(書類審査)→許可申請	市都市政策課景観デザイン係 Tel.0977-21-1471
2	都市計画法	都市計画区域外における開発許可	都市計画区域以外の区域において10,000㎡以上の開発行為を行う場合には許可が必要	○	○	○	○	事前相談→事前協議(書類審査)→許可申請	市都市政策課景観デザイン係 Tel.0977-21-1471
3	都市計画法	地区計画の区域における行為の届出	地区計画の存在する地区内で建築物の建築や土地の形質変更等を行う場合届出が必要	○	○	○	○	事前相談→届出	市都市政策課景観デザイン係 Tel.0977-21-1471
4	都市計画法	用途地域確認	市街化区域内では用途の混在を避ける必要から適正な地域かどうかの確認が必要	○	○	○	○	窓口または電話で確認	市都市政策課都市計画係 Tel.0977-21-1471
5	都市計画法	53条許可	都市計画施設の区域内に建築物の建築許可を受ける場合には許可が必要	○	○	○	○	事前確認→許可申請	市都市政策課都市計画係 Tel.0977-21-1471
6	別府市普通河川取締条例	市普通河川での行為許可	市普通河川において占用、取水、しゅんせつ、掘削、注水等を行う場合	△	△	△	○	事前許可	市道路河川課管理係 Tel.0977-21-2560
7	都市計画法・別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内での行為等の許可	風致地区内で建築物の建築や工作物の建設、土地の形質変更等を行う場合に許可が必要	○	○	○	○	事前相談→許可申請	市都市政策課景観デザイン係 Tel.0977-21-1471
8	別府市環境保全条例	保護地区内での開発行為等の届出	市指定の保護地区内で建築物・工作物の新築、土地の形質変更等をする場合には事前の届出が必要	○	○	○	○	届出	市環境課環境衛生係 Tel.0977-21-1134
9	別府市環境保全条例	保護樹にかかる行為の制限	市指定の保護樹について所有者以外が枝切り等を行う場合には市の許可が必要	○	○	○		許可	市環境課環境衛生係 Tel.0977-21-1134
10	工場立地法	特定工場の新設・変更等の届出	敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上となる製造業、ガス熱供給業に係る工場・事業場を新設する場合(増設により面積が基準以上となる場合を含む)	○	△	○	△	届出(工事着手90日前まで)	市産業政策課企業誘致推進係 Tel.0977-21-1132
11	農地法	農地の転用等についての許可又は届出	農地の転用等については許可又は届出が必要 (市街化区域内)農業委員会へ農地等転用の届出が必要 (市街化区域外)2ha以下の転用許可は別府市農業委員会の許可が必要。2ha超の転用許可は大分県知事の許可が必要。ただし、4ha超は農林水産大臣(九州農政局)との協議が必要。	○	○	○	△	(市街化区域内)農業委に届出 (市街化区域外)農業委に申請→許可 2ha以下:農業委許可 2ha超:県知事許可 ※4ha超:農林水産大臣(九州農政局)との協議が必要。	市農業委員会 Tel.0977-21-1178 県農地活用・集落営農課管理農地班 Tel.097-506-3569

No.	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	中小水力発電	手 続	窓 口
12	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農地転用や開発行為への許可申請	農業振興地域内(天間、内成、東山)の農用地については農用地利用計画で指定された用途のみ利用が許可される。そのため、農業振興地域内の農用地を農地転用したり、同地で開発行為を行う場合には農用地利用計画の変更(農用地区域からの当該農地の除外)が必要となる。農用地利用計画が変更できれば農地法による転用許可を得ることが可能となる。	○	○	○	△	市に許可申請(除外申請)	市農林水産課農政係 Tel.0977-21-1133
13	森林法	民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	地域森林計画の対象となる民有林で立木を伐採する場合には伐採及び伐採後の造林の届出が必要	○	○	○	△	届出	市農林水産課林業係 Tel.0977-21-1133
14	都市公園法	公園管理者以外の者の公園施設の設置等及び都市公園の占用	公園管理者以外の者が公園施設として設置する場合、または都市公園を占用する場合には公園管理者の許可が必要	○	○	○	○	許可	市公園緑地課公園整備係 Tel.0977-21-1285
15	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域において一定要件に該当する工事を行う場合の許可	宅地造成工事規制区域内(大分市、別府市のみ設定)で次のような土地の形質変更等をする場合には許可申請が必要 ・切土した部分が高さ2mを越える崖ができる場合、又は盛土した部分が高さ1mを越える崖ができる場合 ・切土と盛土を同時にする場合、盛土の部分が1m以下の崖ができ、かつ、切土と盛土を合わせて2mを越える崖ができる場合 ・切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を越える場合	○	○	○	○	許可	市都市政策課景観デザイン係 Tel.0977-21-1471
16	文化財保護法	史跡名勝天然記念物、有形文化財の現状変更の許可	国指定または県指定、市指定の史跡名勝天然記念物、有形文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには許可申請が必要	○	○	○	○	許可	市教委社会教育課文化財係 Tel.0977-21-1587
17	文化財保護法	登録有形文化財の現状変更の届出	登録有形文化財の現状変更の際には事前の届出が必要	○	○	○	○	届出	市教委社会教育課文化財係 Tel.0977-21-1587
18	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出	周知の埋蔵文化財包蔵地で文化財に影響を及ぼす工事等をする場合には届出が必要	○	○	○	○	届出(工事着手60日前まで)	市教委社会教育課文化財係 Tel.0977-21-1587
19	文化財保護法	埋蔵文化財等の発見の届出	工事等で埋蔵文化財等を発見した場合は直ちに工事を中断して届出が必要	○	○	○	○	届出→協議	市教委社会教育課文化財係 Tel.0977-21-1587
20	文化財保護法	重要文化的景観の現状変更の許可	重要文化的景観の選定範囲内で現状変更を伴う工事等を行う際には届出が必要な場合がある。	○	△	△	△	届出(工事着手30日前まで)	市教委社会教育課文化財係 Tel.0977-21-1587
21	道路法ほか	道路の占用許可	道路に工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用する場合には許可が必要。なお、交通規制を行う際には別途警察への道路使用許可が必要	○	○	○	○	許可(道路管理者)	県道路保全課道路管理班 Tel.097-506-4573 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211 市道路河川課管理係 Tel.0977-21-2560
22	道路法ほか	道路管理者以外の道路工事への許可	道路管理者以外が道路にて占用工事以外の掘削や改良工事等を行う場合には事前に許可が必要	○	○	○	○	許可(道路管理者)	県道路保全課道路管理班 Tel.097-506-4573 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211 市道路河川課管理係 Tel.0977-21-2560

No.	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	中小水力発電	手 続	窓 口
23	別府市法定外公共物の管理に関する条例	法定外公共物の占有あるいは工事の許可	法定外公共物(里道、水路)の占有、工事施工に関しては事前に許可が必要	○	○	○	○	許可	市道路河川課管理課 Tel.0977-21-2560
24	景観法・別府市景観条例	景観計画区域内における行為の届出	景観計画に定める景観計画区域内で一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為、土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合には届出が必要。なお、景観形成重点地区については重点景観計画が優先する。	○	○	○	○	事前相談→届出	市都市政策課景観デザイン係 Tel.0977-21-1471
25	国土利用計画法、大分県大規模土地利用事前指導要綱	面積5ha以上の開発行為の事前協議	面積5ha以上の開発行為の場合は大分県大規模土地利用事前指導要綱に基づき、事前協議が必要	○	○	○	○	事前協議	県都市・まちづくり推進課管理・土地利用班 Tel.097-506-4655
26	河川法	県知事が管理する河川敷に工作物を設置する場合の占有許可	県知事が管理する1級・2級河川区域及び河川保全区域内において次の行為をする場合 ○河川区域内 ・土地の占有、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ○河川保全区域内 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築等	○	○	○	○	許可	県河川課企画調査班 Tel.097-506-4598 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211
27	港湾法	港湾区域内の工事等の許可	港湾区域内または港湾隣接地での水域または公共空地に施設を新設、または改築し占有する場合	○	○	○		許可	県港湾課管理班 Tel.097-506-4614 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211
28	港湾法	臨港地区内における行為の届出等	臨港地区内において建築物及び構造物を新設、または改築する場合	○	○	○		届出	県港湾課管理班 Tel.097-506-4614 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211
29	海岸法	海岸保全区域における占有、又は行為の制限	海岸保全区域内または一般公共海岸区域で施設または工作物を設けて占有する場合	○	○	○		許可	県河川課企画調査班 Tel.097-506-4598 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211
30	漁港漁場整備法	漁港内での開発行為の許可	漁港内での開発行為等については許可申請が必要	○	○	○		許可(県)※市、市漁協には協議要	県漁港漁村整備課管理予算班 Tel.097-506-4598 県東部振興局農山漁村振興部水産班 Tel.0978-72-0409
31	土壤汚染対策法	土壤汚染対策法第4条の規定による形質変更時の届け出	土壤汚染対策法第4条に基づく盛土及び掘削の合計面積が3,000㎡以上の土地の形質変更は届出が必要(届出の結果、当該土地の汚染のおそれがあると認められたときは汚染状況の調査及び報告を命じられる場合がある)	○	○	○	○	工事着手日の30日前まで	県環境保全課水環境班 Tel.097-506-3117 県東部保健所衛生課生活衛生・環境班 Tel.0977-67-2511

No.	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	中小水力発電	手 続	窓 口
32	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	土砂等のたい積行為のうち特定事業に関する許可申請	埋立て区域外の土砂等を使用して、埋立て等を行う区域の面積が3,000平方メートル以上の場合を特定事業と言い、特定事業の実施には事前に知事の許可が必要	○		○		許可	県環境保全課水環境班 Tel.097-506-3117 県東部保健所衛生課生活衛生・環境班 Tel.0977-67-2511
33	自然公園法	国立公園内の行為の許可申請又は届出	国立公園内において工作物の設置、土地の形状変更等の行為を行う場合には、特別地域では許可が、普通地域では届出が必要。許可の可否は個別判断となる。この場合において、特別地域内での太陽光発電施設に関して土地の形状変更が伴えば許可されない。	○	○	○	○	許可又は届出	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう自然保護官事務所 Tel.0973-79-2631
34	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区内の開発行為等の許可申請	県指定の鳥獣保護区のうち特別保護地区では、立木竹の伐採や水面の埋め立てなどの行為は許可が必要	○	○	○	○	許可	県森の共生推進室森林環境保護班 Tel.097-506-3876 県東部振興局農山漁村振興部森林管理班 Tel.0978-72-0409
35	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下に存在する土地の形質変更の届出	廃棄物が地下にある土地(廃止された廃棄物の最終処分場)の形質の変更を行う場合には事前の届出が必要	○	○	○	○	事前の届出	県廃棄物対策課産業廃棄物計画・調整班 Tel.097-506-3135 県東部保健所衛生課生活衛生・環境班 Tel.0977-67-2511
36	森林法	民有林の開発行為(1ha超)の許可	地域森林計画の対象となっている民有林で1ヘクタールを超える土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を行う場合、許可申請が必要	○	○	○	△	許可	県森林保全課林地保全班 Tel.097-506-3867 県東部振興局農山漁村振興部森林・管理班 Tel.0978-72-0409
37	森林法	保安林の転用許可または解除	保安林を森林以外の用途に転用する場合には許可または保安林指定の解除が必要	○	○	○	△	許可または解除	県森林保全課林地保全班 Tel.097-506-3867 県東部振興局農山漁村振興部森林・管理班 Tel.0978-72-0409
38	森林法	保安林内作業許可	保安林で立木の伐採、土地の形質の変更を行う場合には許可が必要	○	○	○	△	許可	県森林保全課林地保全班 Tel.097-506-3867 県東部振興局農山漁村振興部森林・管理班 Tel.0978-72-0409
39	地すべり等防止法	地すべり等防止区域内の行為の許可	地すべり防止区域内で次の行為をする場合には許可申請が必要 ・地下水を誘致し又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 ・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	○	○	○	○	許可	県砂防課管理・企画調査班 Tel.097-506-4637 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211

No.	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	中小水力発電	手 続	窓 口
40	砂防法・大分県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例	砂防指定地における行為の許可	○砂防指定地内で次の行為をする場合 ・施設又は工作物の新築、増築、改築又は除却 ・一定以上の土地の掘削、切土、法切り ・土石の採取、鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄 ・立竹木の伐採又は樹根の採取 ○砂防設備を占用する場合	○	○	○	○	許可	県砂防課管理・企画調査班 Tel.097-506-4637 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211
41		農業用水路の使用許可	農業用水路を利用するには事前の許可が必要	△	△	△	○	許可	各水利組合
42	採石法	岩石の採取を行う場合の認可	施設等を設置するにあたり、岩石の採取を行う場合、事業者は採取計画を定めた上で認可が必要となる。	△	△	△	△	認可	県工業振興課管理・環境班 Tel.097-506-3265 県東部振興局地域振興部 Tel.0978-72-0857
43	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内での特定の開発許可	土砂災害特別警戒区域内での住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に沿っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになる。	○	△	△	△	許可	県砂防課管理・企画調査班 Tel.097-506-4637 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211
44	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内での行為許可	急傾斜地崩壊危険区域内で次の行為をする場合 ・水を放流し又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘削又は盛土 ・立竹木の伐採 ・木竹の滑下又は地引きによる搬出 ・土石の採取又は集積 ・その他、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	○	○	○	○	許可	県砂防課管理・企画調査班 Tel.097-506-4637 県別府土木事務所管理課 Tel.0977-67-0211
3. 環境影響評価									
1	環境影響評価法、大分県環境影響評価条例	環境影響評価手続	(1)環境影響評価法 事業用電気工作物で発電用のもの (第1種事業)水力3万Kw～、地熱1万kw～、風力1万kw～ (第2種事業)水力2.25kw～、地熱7,500kw～、風力7,500kw～ 埋立干拓(第1種事業)50ha～、(第2種事業)40ha～ (2)県条例 (第1種事業)し尿処理施設建設100kl/日～、工場等の建設→排ガス10万Nm ³ /時間～、排出水量1万m ³ /日～、埋立干拓40ha～、工場用造成地75ha～、その他の開発75ha～(第2種事業)埋立干拓20ha～、工場用造成地30ha～、その他の開発30ha～	○	○	○	○	事前相談→該当すれば手続き 手続きに必要な期間の確保が必要	県環境保全課大気保全班 Tel.097-506-3114
4. 建築物、工作物の施工に関するもの									

No.	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	中小水力発電	手 続	窓 口
1	建築基準法	建築物に関する建築確認申請	建築物を建てる場合は建築基準法に基づく手続きが必要となる。なお、建築物に該当するかしないかは、①屋根及び柱もしくは壁の有無、②内部空間の規模、用途及び設備機器との一体性の有無、などを図面等で確認し、総合的に判断する。	○	○	○	○	確認申請→完了検査申請	市建築指導課建築指導係 Tel.0977-21-1487
2	別府市環境保全条例	指定建築物・工作物の申請	建築基準法の高さ15m超の建築物・工作物を建築しようとする建築主は建築確認申請をする前に「駐車場の確保」「電波障害や建築作業中の振動・騒音等の公害対策」及び「近隣関係者への計画説明会の開催」などについて申請が必要	○	○	○	△	事前相談→申請	市都市政策課景観デザイン係 Tel.0977-21-1471
5. 設備等の設置・保安に関するもの									
1	消防法	危険物施設設置の許可	建築物等が消防法上の危険物施設に該当する場合には許可が必要	○	○	○	○	許可(工事着手前まで)	市消防本部予防課指導係 Tel.0977-25-1122
2	消防法	液体燃料等の貯蔵	圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の貯蔵・取り扱いをする場合には届出が必要			○		届出	市消防本部予防課指導係 Tel.0977-25-1122
3	別府市火災予防条例	少量危険物及び指定可燃物の貯蔵・取り扱い	少量危険物及び指定可燃物を貯蔵・取り扱う施設に該当する場合には届出が必要			○		届出	市消防本部予防課指導係 Tel.0977-25-1122
4	別府市火災予防条例	防火対象物の開始届出	防火対象物を使用開始する場合には届出が必要			○		届出	市消防本部予防課指導係 Tel.0977-25-1122
5	別府市火災予防条例	火を使用する設備等の設置の届出	火を使用する設備(炉、厨房施設、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸施設、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生じる設備、放電加工機、ネオン管灯設備)等を設置する場合には届出が必要			○		届出	市消防本部予防課指導係 Tel.0977-25-1122
6	別府市火災予防条例	電気設備の設置の届出	変電設備、燃料電池発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備を設置する場合には届出が必要	○	○	○	○	届出	市消防本部予防課指導係 Tel.0977-25-1122
7	高圧ガス保安法	高圧ガス貯蔵所設置届	300m ³ 以上1,000m ³ 未満の高圧ガスを貯蔵する場合は届出が必要			○		届出	県消防保安室保安班 Tel.097-506-3160
8	高圧ガス保安法	高圧ガス貯蔵所設置許可	1,000m ³ 以上の高圧ガスを貯蔵する場合には許可が必要			○		許可	県消防保安室保安班 Tel.097-506-3160
9	高圧ガス保安法	特定高圧ガス消費届	液化アンモニアを3,000m ³ 以上貯蔵し消費する場合には届出が必要			○		届出	県消防保安室保安班 Tel.097-506-3160
10	労働安全衛生法	ボイラー・圧力容器・クレーンの設置の届出等	ボイラー(移動式ボイラーを除く)、第1種圧力容器、クレーンを設置しようとする場合には工事開始の30日前までに届出が必要	○	○	○	○	届出(工事開始30日前まで)	大分労働局労働基準部健康安全課 Tel.097-536-3213
11	労働安全衛生法	小型ボイラー・移動式ボイラーの設置の届出	小型ボイラー、移動式ボイラーを設置した場合には設置後遅滞なく届出が必要	○	○	○	○	届出(設置後遅滞なく)	大分労働局労働基準部健康安全課 Tel.097-536-3213
12	労働安全衛生法	移動式クレーン又は小型クレーンの設置の届出	移動式クレーン、小型クレーンを設置する場合にはあらかじめ届出が必要	○	○	○	○	届出(あらかじめ)	大分労働局労働基準部健康安全課 Tel.097-536-3213
6. 環境保全に関するもの									
1	別府市環境保全条例	特定工場等の設置許可(大気汚染関係)	特定工場等を設置する場合には事前の許可が必要。なお、許可が出た場合には公害の原因となる物質等の量を測定しその記録を報告することが必要 ※特定工場は重油の最大使用量が500ℓ/時以上の工場及び事業場、焼却能力が100kg以上200kg未満または火格子面積1m ² 以上2m ² 未満の廃棄物焼却炉			○		許可	市環境課環境衛生係 Tel.0977-21-1134
2	騒音規制法	特定施設の設置の届出又は特定建設作業の実施の届出(騒音関係)	指定地域内において工場または事業場に特定施設を設置しようとする者、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は事前に届出が必要	○	○	○	○	(特定施設)届出(工事開始30日前まで) (特定建設作業)届出(作業開始7日前まで)	市環境課環境衛生係 Tel.0977-21-1134

No.	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	中小水力発電	手 続	窓 口
3	別府市環境保全条例	特定施設の設置許可又は特定建設作業の実施の届出	特定施設(定格出力3.75kw以上7.5kw未満の空気圧縮機及び送風機)の設置に関しては許可、特定建設作業(①アースオーガーを使用する杭打ち作業、②インパクトレンチを使用する作業、③10kw以上の発電機を使用する作業、④コンクリートポンプを使用する輸送作業)を実施する場合には届出が必要	○	○	○	○	(特定施設)許可 (特定建設作業)届出(作業開始7日前まで)	市環境課環境衛生係 Tel.0977-21-1134
4	振動規制法	特定施設の設置の届出又は特定建設作業の実施の届出(振動関係)	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は事前に届出が必要	○	○	○	○	(特定施設)届出(工事開始30日前まで) (特定建設作業)届出(作業開始7日前まで)	市環境課環境衛生係 Tel.0977-21-1134
5	大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置の届出又は揮発性有機化合物排出施設の設置の届出	ばい煙発生施設、または揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設を設置する場合には工事着工60日前までに届出が必要			○		届出(工事開始60日前まで)	県環境保全課大気保全班 Tel.097-506-3114 県東部保健所衛生課生活衛生・環境班 Tel.0977-67-2511
	電気事業法	大気汚染規制に関する届出	ばい煙に関して公害防止に関する工事計画の届出が必要			○		工事計画とともに届出	九州産業保安監督部電力安全課 Tel.092-482-5519
6	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の設置の届出(ダイオキシン類)	工場または事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水もしくは廃液を排出する施設で政令で定める特定施設を設置する場合には届出が必要			○		届出(工事開始60日前まで)	県環境保全課大気保全班 Tel.097-506-3114 県東部保健所衛生課生活衛生・環境班 Tel.0977-67-2511
	電気事業法	騒音規制に関する届出	指定地域内で7.5kw以上の空気圧縮機及び送風機を設置する場合には公害防止に関する工事計画の届出が必要			○		工事計画とともに届出	九州産業保安監督部電力安全課 Tel.092-482-5519
7	電気事業法	振動規制に関する届出	指定地域内で7.5kw以上の圧縮機を設置する場合には公害防止に関する工事計画の届出が必要			○		工事計画とともに届出	九州産業保安監督部電力安全課 Tel.092-482-5519
7. 電気事業法に関するもの									
1	電気事業法	特定規模電気事業の届出	特定規模電気事業を営もうとする者は経済産業大臣への届出が必要となる。	○	○	○	○	届出	資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力市場整備課 Tel.03-3501-1748
2	電気事業法	保安規程の届出	事業用電気工作物を設置する者は工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安規程を定め、事業用電気工作物の使用の開始前に経済産業大臣に届出が必要である。	○	○	○	○	運転開始前までに届出 ※工事計画を伴う場合には工事計画の申請届出前	九州産業保安監督部電力安全課 Tel.092-482-5519
3	電気事業法	工事計画の認可・届出	事業用電気工作物を設置または変更の工事を使用とする者は工事計画について経済産業大臣の認可を受ける必要がある。	○	○	○	○	着工30日前	九州産業保安監督部電力安全課 Tel.092-482-5519
4	電気事業法	使用前安全管理審査申請	電気工作物を設置しようとする者は使用前に法定自主検査を行った後、速やかに安全管理審査の申請を行う必要がある。	○	○	○	○	審査の1ヶ月前	登録安全管理審査機関
5	電気事業法	溶接安全管理審査申請	政令で定める以上の圧力が加えられる部分の溶接部分に関しては事業者検査を受けることになっており、検査後速やかに安全管理審査の申請を行う必要がある。			○		審査の1ヶ月前	登録安全管理審査機関
6	電気事業法	ボイラー・タービン主任技術者の選任	蒸気タービンを設置する場合、ボイラー・タービン主任技術者の選任が必要。なお、水または蒸気を熱源とする発電設備は選任の要件が緩和されている。			○		工事計画届出前	九州産業保安監督部電力安全課 Tel.092-482-5519

No.	法令等名称	許認可等手続の名称	内 容	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	中小水力発電	手 続	窓 口
7	電気事業法	電気主任技術者の選任	事業用電気工作物を設置する場合には主任技術者の免状を交付している者のうちから主任技術者を選任する必要がある。なお、自家用電気工作物では経済産業大臣の許可を受ければ免状のない者を選任できる。また、1000kw未満の場合には外部機関に委託することができる。	○	○	○	○	工事計画届出前	九州産業保安監督部電力安全課 Tel.092-482-5519
8. 事業認可に関するもの									
1	系統連系規程	系統連系に係る電力会社との事前協議、契約締結等	固定価格買取制度の利用に向けて、再生可能エネルギー発電事業者は、電力会社による系統連系に関する接続検討、工事設計等を受けた後、電力会社と正式な契約を行う。伴う電力の円滑な供給の確保に関する事前協議を行った後、電力会社と正式な契約を行う。なお、固定価格買取制度に関する接続契約が締結され、他の必要な条件をクリアしていれば事業認定を受けることができる。	○	○	○	○	事前協議→申し込み→契約締結	九州電力別府営業所 Tel.0120-986-503
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の収集運搬又は処分業を行う場合の許可	産業廃棄物の収集運搬又は処分業を行う場合には知事の許可が必要である。			○		許可	県廃棄物対策課産業廃棄物計画・調整班 Tel.097-506-3135